

なお、加算を未算定の事業所が新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し始める場合を除き、本要件を満たすために、賃金総額を新たに増加させない。したがって、基本給等以外の手当又は一時金により行っている賃金改善の一部を減額し、その分を基本給等に付け替えることで、本要件を満たすこととして差し支えない。また、既に本要件を満たしている事業所等においては、新規の取組を行う必要はない。ただし、この要件を満たすために、新規の基本給等の引上げを行う場合、当該基本給等の引上げはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること）により行うことを基本とすること。

月額賃金改善要件Ⅰについては、令和6年度中は適用を猶予する。そのため、令和6年度の新加算の算定に当たり、本要件を満たす必要はないが、令和7年度以降の新加算の算定に向け、計画的に準備を行う観点から、令和6年度の処遇改善計画書においても任意の記載項目として月額での賃金改善額の記載を求めることとする。

② 月額賃金改善要件Ⅱ（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）

令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和8年3月31日までの間ににおいて、新規に新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定する場合には、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定し、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加する事業年度において、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施しなければならない。その際、当該基本給等の引上げは、ベースアップにより行うことを基本とする。また、令和6年5月以前に旧3加算を算定していないかった事業所及び令和6年6月以降に開設された事業所が、新加算ⅠからⅣまでのいずれかを新規に算定する場合には、月額賃金改善要件Ⅱの適用を受けない。

本要件の適用を受ける事業所は、初めて新加算ⅠからⅣまでのいずれかを算定した年度の実績報告書において、当該賃金改善の実施について報告しなければならない。したがって、例えば、令和6年5月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所であって、令和6年6月から新加算Ⅰを算定した事業所は、令和6年6月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和6年度の実績報告書で報告しなければならない。

また、同様の事業所が、令和6年6月から新加算V(1)（旧ベースアップ加算相当の加算率を含まない）を算定し、令和7年4月から新加算Ⅰを算定する場合は、令和7年4月から旧ベースアップ等加算相当の引上げを算定し、令和7年4月から新規に実施し、令和7年度の実績報告書で報告しなければならない。

定する場合は、令和7年4月から旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の基本給等の引上げを新規に実施し、令和7年度の実績報告書で報告しなければならない。

なお、実績報告書においては、事業者等の事務負担を軽減する観点から、月額賃金改善要件Ⅱの判定に用いる旧ベースアップ等加算に相当する加算額は、新加算ⅠからⅣまでのそれぞれの加算額に、別紙1表3に掲げる新加算ⅠからⅣまでの加算率と旧ベースアップ等加算の加算率の比（小数第4位以下を切捨て）を乗じて算出した額とする。

③ キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）

次の1から3までを全て満たすこと。

- 一 介護職員の任用における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
- 二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること。

三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記一及び二の定めの整備を行おうことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅰを満たすものとして取り扱つても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該定めの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。

④ キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）

次の1及び2を満たすこと。

- 一 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びa又はbに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- a 資質向上のための計画に沿つて、研修機会の提供又は技術指導等（OTJ、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

二 一について、全ての介護職員に周知していること。

また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末ま

- でに上記一の計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅱを満たすものとして取り扱つても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該計画の策定等を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。
- (5) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）
- 次の一及び二を満たすこと。
- 一 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判断する仕組みを設けていること。具体的には、次のaからcまでのいずれかに該当する仕組みであること。
- a 経験に応じて昇給する仕組み
- 「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。
- b 資格等に応じて昇給する仕組み
- 介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
- c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み
- 「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていること。
- 二 一の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。
- ただし、常時雇用する者の数が10人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記二の要件を満たすこととしても差し支えない。また、令和6年度に限り、処遇改善計画書において令和7年3月末までに上記一の仕組みの整備を行うことを誓約すれば、令和6年度当初からキャリアパス要件Ⅲを満たすものとして取り扱つても差し支えない。ただし、必ず令和7年3月末までに当該仕組みの整備を行い、実績報告書においてその旨を報告すること。
- (6) キャリアパス要件Ⅳ（改善後の年額賃金要件）
- 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（新規算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（新規算等による賃金改善以前の賃金が年額440万

円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であつて、合理的な説明がある場合はこの限りではない。

- ・ 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合
 - ・ 職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合
- さらに、令和6年度中は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上の職員の代わりに、新加算の加算額のうちⅢ特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均とする。）以上の職員を置くことにより、上記の要件を満たすこととしても差し支えない。
- (7) キャリアパス要件V（介護福祉士等の配置要件）
- サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとに別紙1表4に掲げるサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算又は日常生活継続支援加算の各区分の届出を行っていること。
- (8) 職場環境等要件
- （令和7年度以降の要件）
- 令和7年度以降に新加算ⅠからIVまでのいずれかを算定する場合は、別紙1表5－1に掲げる処遇改善の取組を実施すること。
- その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙1表5－1の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「立ち支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、上記の区分ごとに1以上を実施すること。
- また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、同表中「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち3以上の取組（うち⑦又は⑧は必須）を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち2つ以上の取組を実施すること。
- ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、②の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。

また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、新加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄に記載すること。当該制度における報告の対象となつていない場合には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

(令和6年度の経過措置)

上記の職場環境等要件の見直しについては、令和6年度中は適用を猶予する。したがって、令和6年度中の職場環境等要件としては、別紙1表5-2に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容(別紙1表5-2参照)を全ての介護職員に周知すること。

その際、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、別紙1表5-2の「入職促進に向けた取組」、「賃質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を実施し、新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合は、別紙1表5-2の取組のうち1以上を実施すること。

また、新加算Ⅰ又はⅡを算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となつない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

(2) 介護職員処遇改善加算(旧処遇改善加算)の要件

令和6年4月及び5月に旧処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定する場合の要件は、上記(1)に掲げる新加算の要件中、旧処遇改善加算の区分ごとに、それぞれ別紙1表2-1に掲げる要件とする。

(3) 介護職員等特定処遇改善加算(旧特定加算)の要件

令和6年4月及び5月に旧特定加算Ⅰ又はⅡを算定する場合の要件は、旧処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していることに加えて、上記(1)に掲げる新加算の要件中、旧特定加算の区分ごとに、それぞれ別紙1表2-1に掲げる要件とする。

(4) 介護職員等ベースアップ等支援加算(旧ベースアップ等加算)の要件

令和6年4月及び5月に旧ベースアップ等支援加算を算定する場合の要件は、旧処遇改善加算ⅠからⅢまでのいずれかを算定していることに加えて、

別紙1表2-1に掲げる要件とする。具体的には、月額賃金改善要件Ⅲとして、次の要件を適用するものとする。

・ 月額賃金改善要件Ⅲ

令和6年4月及び5月に旧ベースアップ等加算を算定する事業所は、当該事業所のサービス類型ごとに別紙1表1-1に掲げる旧ベースアップ等加算の加算率を乗じて算出した額の3分の2以上の基本給等の引上げを実施しなければならない。

ただし、令和6年3月31日時点でのベースアップ等加算を算定している場合は、令和6年4月及び5月も同様の賃金改善を継続することを誓約することで、本要件に係る具体的な賃金改善額等の記載は不要とする。

4 新加算等の算定に係る事務処理手順

令和6年度に新加算等を算定しようとする介護サービス事業者等は、それぞれの期日までに以下の届出を行うこと。
(1) 体制等状況一覧表等の届出(体制届出)
新加算等の算定に当たっては、介護サービス事業所・施設等ごとに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表又は介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表等の必要書類一式の提出(以下「体制届出」という。)を行うこと。

その際、居宅系サービスの場合は算定を開始する月の前月15日、施設系サービス(短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設を含む。以下同じ。)の場合は当月1日までに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等(当該介護サービス事業所等の指定等権者が都道府県知事である場合は都道府県知事とし、当該介護サービス事業所等の指定等権者が市町村長(特別区長を含む。以下同じ。)である場合は市町村長とする。また、地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(において当該介護サービス事業所等の指定を行つ市町村長を含む。以下同じ。)に提出するものとする。

なお、令和6年4月又は5月から新規に旧3加算を算定し始める場合又は旧3加算の区分を変更する場合の体制届出の期日は、他の加算と同様に、令和6年4月1日とする。ただし、下記(2)のとおり、処遇改善計画書の届出期日が令和6年4月15日であることを踏まえ、都道府県知事等は、旧3加算に係る体制届出の期日を令和6年4月15日としても差し支えない。また、体制届出の期日を令和6年4月1日とする場合であっても、都道府県知事等は、令和6年4月15日までの間に介護サービス事業者等が届け出た旧3

加算の算定区分の変更等を受け付ける等、柔軟な取扱いとすること。
併せて、令和6年6月以降の新加算の算定に係る体制届出については、他の加算と同様に、居宅系サービスの場合は令和6年5月15日、施設系サービスの場合は令和6年6月1日を届出期日とするが、各介護サービス事業者等が旧3加算に係る届出と同時に新加算の届出も行うことができるよう、都道府県知事等は、必要な対応を行うこと。ただし、下記②のとおり、新加算の算定に係る処遇改善計画書の変更が令和6年6月15日まで受け付けられることを踏まえ、令和6年6月15日までの間は、新加算に係る体制届出の変更を受け付ける等、柔軟な取扱いとすること。

(2) 処遇改善計画書等の作成・提出

新加算等の算定に当たっては、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等」の一部を改正する告示第54条による改正後の「厚生労働大臣が定める基準」(以下「大臣基準告示」という。)第4号イ(2)並びに令和6年4月大臣基準告示第4号イ(2)、第4号の2イ(2)及び第4号の3口等に規定する介護職員等処遇改善計画書、介護職員処遇改善計画書、介護職員等特定処遇改善計画書及び別紙様式アーバン支援計画書を、別紙様式2-1、別紙様式2-2、別紙様式2-3及び別紙様式2-4に定める様式により作成し、当該事業年度において初めて新加算等を算定する月の前々月の末日までに、新加算等を算定する介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に対して提出し、根拠資料と併せて2年間保存することとする。ただし、確認の事務に要する時間が十分確保できる場合等において、都道府県知事等は処遇改善計画書の提出期日を延長しても差し支えない。

ただし、令和6年4月及び5月の旧3加算の算定並びに令和6年6月以降の新加算の算定に係る処遇改善計画書の提出期日は、令和6年4月15日とする。なお、令和6年6月に算定する新加算に係る処遇改善計画書について、都道府県知事等は、令和6年6月15日まで、介護サービス事業者が行った変更を受け付けること。令和6年7月分以降の変更については、5(1)に規定する取扱いとすること。

(3) 実績報告書等の作成・提出

新加算等を算定した介護サービス事業者等は、大臣基準告示第4号イ(4)並びに令和6年4月大臣基準告示第4号イ(4)、第4号の2イ(4)及び第4号の3ニ等に規定する実績の報告書を、別紙様式3-1及び3-2に定める様式により作成の上、各事業年度における最終の加算の支払があつた月の翌々月の末日までに、都道府県知事等に対して提出し、根拠資料と併せて2年間保存することとする。

このため、令和6年度の実績報告書の提出期日は、令和7年3月分の加算の支払が令和7年5月であることから、通常の場合、金和7年7月31日となる。

(4) 複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等の特例

複数の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等について(は、別紙様式2及び3の処遇改善計画書等について、事業者(法人)単位で一括して作成して差し支えなし。
その際、処遇改善計画書等は、各介護サービス事業所等の指定権者である都道府県知事等に対して、それぞれ上記①から③までに記載の期日までに、届出を行うこと。なお、各介護サービス事業所等の指定権者に提出する処遇改善計画書等の記載事項は、「提出先」の項目以外は同一の内容で差し支えない。

(5) 処遇改善計画書・実績報告書等の様式の特例

介護サービス事業者等の事務負担に配慮し、同一法人内の事業所数が10以下の介護サービス事業者等については、別紙様式6により、大臣基準告示第4号イ(2)並びに令和6年4月大臣基準告示第4号イ(2)、第4号の2イ(2)及び第4号の3口等に規定する処遇改善計画書の作成及び提出を行うことができることとする。また、事務負担への配慮が特に必要な、令和6年3月時点での加算を未算定の事業所が、令和6年6月以後、新規に新加算Ⅲ又はⅣを算定する場合には、新加算Ⅲ又はⅣに応する令和6年4月及び5月の日3加算の区分の算定と併せて、別紙様式7-1により処遇改善計画書の作成及び提出を行うことができることとし、別紙様式7-1により処遇改善計画書の提出告示第4号イ(4)並びに令和6年4月大臣基準告示第4号イ(4)、第4号の2イ(4)及び第4号の3ニに規定する実績の報告を行なうことができる。

なお、処遇改善計画書を別紙様式6により作成した場合にあっては、実績報告書については、通常の場合と同様に、別紙様式3により作成及び提出を行なうこと。

5 都道府県知事等への変更等の届出

(1) 変更の届出

介護サービス事業者等は、新加算等を算定する際に提出した処遇改善計画書の内容に変更(次の①から⑤までのいずれかに該する場合に限る。)があつた場合には、次の①から⑤までに定める事項を記載した別紙様式4の変更に係る届出書(以下「変更届出書」という。)を届け出ること。
また、⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑥

- に定める事項を記載した変更届出書をあわせて届け出ること。
- なお、届出の期日については、居宅系サービスの場合は算定を開始する月の前月 15 日、施設系サービスの場合は当月 1 日までに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。
- ① 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、変更届出書及び別紙様式 2-1 を提出すること。
- ② 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に関する介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による。）があった場合は、変更届出書及び以下に定める書類を提出すること。
- ・ 旧処遇改善加算については、別紙様式 2-1 の 2(1) 及び別紙様式 2-2
 - ・ 旧特定加算については、別紙様式 2-1 の 2(1) 及び 3(6) 並びに別紙様式 2-2
 - ・ 旧ベースアップ等加算については、別紙様式 2-1 の 2(1) 及び 3(3) 並びに別紙様式 2-2
 - ・ 新加算については、別紙様式 2-1 の 2(1)、3(2) 及び 3(6) 並びに別紙様式 2-3 及び 2-4
- ③ キャリアパス要件 1 から III までに関する適合状況に変更（算定する旧処遇改善加算及び新加算の区分に変更が生じる場合に限る。）があつた場合は、キャリアパス要件の変更に係る部分の内容を変更届出書に記載し、別紙様式 2-1 の 2(1) 及び 3(4) から(7)まで並びに別紙様式 2-2、2-3 及び 2-4 を提出すること。
- ④ キャリアパス要件 V（介護福祉士等の配置要件）に関する適合状況に変更があり、算定する加算の区分に変更が生じる場合は、介護福祉士等の配置要件の変更の内容を変更届出書に記載し、別紙様式 2-1 の 3(7) 並びに別紙様式 2-2、2-3 及び 2-4 を提出すること。
- また、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないこにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3 か月以上継続した場合も、同様に変更の届出を行うこと。
- ⑤ また、算定する新加算等の区分の変更を行いう場合には、それらの規程を算定する場合には、変更届出書及び以下の様式を記載すること。
- ・ 旧処遇改善加算、旧特定加算及び別紙アップ等加算については、別紙様式 2-1 及び 2-2

- ・ 新加算については、別紙様式 2-1、2-3 及び 2-4

⑥ 就業規則を改訂（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要を変更届出書に記載すること。

(2) 特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この 5 において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した別紙様式 5 の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を届け出ること。なお、年度を超えて介護職員の賃金を引き下げることとなつた場合は、次年度の新計算を算定するために必要な届出を行いう際に、特別事情届出書を再度提出する必要がある。

① 新加算等を算定している介護サービス事業所等の法人の収支（介護事業による収支に限る。）について、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障

が生じる等の状況にあることを示す内容

② 介護職員（その他の職種を賃金改善の対象としている介護サービス事業所等については、その他の職種の職員を含む。以下この 5 において同じ。）の賃金水準の引き下げの内容

③ 当該法人の経営及び介護職員の賃金水準の改善の見込み

④ 介護職員の賃金水準引き下げることについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きについて、労使の合意の時期及び方法 等

6 届出内容を証明する資料の保管及び提示
新加算等を算定しようとする介護サービス事業者等は、処遇改善計画書の提出に当たり、処遇改善計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根柢となる資料及び以下の書類を適切に保管し、都道府県知事等から求めがあつた場合には速やかに提示しなければならない。

イ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 89 条に規定する就業規則等（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程、別紙様式 2-1 の 3(4) のうちキャリアパス要件 1 に係る任用要件及び賃金体系に関する規程、別紙様式 2-1 の 3(5) のうちキャリアパス要件 III に係る昇給の仕組みに関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下同じ。）
ロ 労働保険に加入している場合には、それが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

- 都道府県知事等は、新加算等を取得する介護サービス事業者等が(1)又は(2)に該当する場合は、既に支給された新加算等の一部若しくは全部を不正受給として返還させること又は新加算等を取り消すことができる。
- (1) 新加算等の介護サービス事業所等を有する介護サービス事業者等（法人である場合に限る。）であつて一括して処遇改善計画書を作成している場合、当該介護サービス事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施すること。指定権者間の協議に当たつては、都道府県が調整をすることが望ましい。
- (2) 虚偽又は不正の手段により加算を受けた場合

- 8 新加算等の算定要件の周知・確認等について
- 都道府県等は、新加算等を算定している介護サービス事業所等が新加算等の算定要件を満たすこととともに、適切な運用に努めらるたい。また、新加算等を算定する介護サービス事業者等は、以下の点に努められたい。
- (1) 賃金改善方法の周知について
- 新加算等を算定する介護サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護職員等に周知すること。
- 介護職員等から新加算等に係る賃金改善に関する照会があつた場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。
- (2) 勞働法規の遵守について
- 新加算等の目的や、令和6年4月大臣基準告示第4号イ(5)及び大臣基準告示第4号イ(5)を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

ス事業者等が適切に保管していることを確認し、都道府県等からの求めがあつた場合には速やかに提出することを要件として、届出時に全ての介護サービス事業者等から一律に添付を求めてはならないこと。

(3) 別紙様式について押印は要しないこと。
なお、更なる負担軽減を図る観点から、「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」（令和4年12月）も踏まえ、令和5年度分からは、これまで以上の様式の簡素化を行っている。

(2) 新加算等の取扱促進について
介護サービス事業者等における新加算等の新規算定や、より上位の区分の算定に向けた支援を行う「取得促進支援事業」を適宜活用されたい。また、国が当該事業を行なうに当たつては、ご協力をお願いしたい。

(3) 介護事業所に対する雇用管理の改善に係る相談・援助支援について
介護労働者が職場に定着し、安心して働き続けるようするためにには、雇用管理の改善等は重要であることから、（公財）介護労働安定センターでは事業主に対する雇用管理の改善等に関する相談・援助を実施している。新規算取得につながる就業規則や賃金規程の作成等の相談・援助も行っていることから適案内されたい。

なお、介護サービス事業者等に対する集団指導の場において、（公財）介護労働安定センターから雇用管理改善に向けた支援策の説明等を行うことも可能であることを申し添える。

(4) 令和5年度の旧3加算に係る届出について
本通知は令和6年度の旧3加算及び新加算に係る届出に適用することとし、令和5年度の旧3加算の届出は、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和5年度分）」（令和5年3月1日老発0301第2号厚生労働省老健局長通知）に基づき行うものとする。

以上。

9 その他

- (1) 介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組について
令和元年度の「介護分野の文書に係る負担軽減に関する車門委員会」（以下「専門委員会」という。）における議論や中間取りまとめの趣旨を踏まえ、新加算等の様式の取扱いについては以下の通りとすること。
- ① 別紙様式は、原則として、都道府県等において変更を加えないこと。
- ② 処遇改善計画書及び実績報告書の内容を証明する資料は、介護サービ

表3 新加算I～IVと旧ベースアップ等加算の比率（月額賃金改善要件II）

サービス区分	介護職員等ベースアップ等支援加算の加算率との比率			
	介護職員等処遇改善加算I	介護職員等処遇改善加算II	介護職員等処遇改善加算III	介護職員等処遇改善加算IV
訪問介護	9.7%	10.7%	13.1%	16.5%
夜間対応型訪問介護	9.7%	10.7%	13.1%	16.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	9.7%	10.7%	13.1%	16.5%
(介護予防) 訪問入浴介護	11.0%	11.7%	13.9%	17.4%
通所介護	11.9%	12.2%	13.7%	17.1%
地域密着型通所介護	11.9%	12.2%	13.7%	17.1%
(介護予防) 通所リハビリテーション	11.6%	12.0%	15.1%	18.8%
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	11.7%	12.2%	13.6%	17.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	11.7%	12.2%	13.6%	17.0%
(介護予防) 認知症対応型通所介護	12.7%	13.2%	15.3%	18.8%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	11.4%	11.6%	12.6%	16.0%
看護小規模多機能型居宅介護	11.4%	11.6%	12.6%	16.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	12.3%	12.9%	14.8%	18.4%
介護老人福祉施設	11.4%	11.7%	14.1%	17.7%
地域密着型介護老人福祉施設	11.4%	11.7%	14.1%	17.7%
(介護予防) 短期入所生活介護	11.4%	11.7%	14.1%	17.7%
介護老人保健施設	10.6%	11.2%	14.8%	18.1%
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	10.6%	11.2%	14.8%	18.1%
(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	9.8%	10.6%	13.8%	17.2%
介護医療院	9.8%	10.6%	13.8%	17.2%
(介護予防) 短期入所療養介護（医療院）	9.8%	10.6%	13.8%	17.2%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。

表4 キャリアパス要件V（介護福祉士等の配置要件）を担保するものとして算定が必要な加算の種類及び加算区分

サービス区分	加算区分			
訪問介護	特定事業所加算I	特定事業所加算II	-	
夜間対応型訪問介護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	-	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	-	
(介護予防) 訪問入浴介護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	-	
通所介護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	-	
地域密着型通所介護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	サービス提供体制強化加算III又はIV	
(介護予防) 通所リハビリテーション	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	-	
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	入居継続支援加算I又はII	
地域密着型特定施設入居者生活介護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	入居継続支援加算I又はII	
(介護予防) 認知症対応型通所介護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	-	
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	-	
看護小規模多機能型居宅介護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	-	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	-	
介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	日常生活継続支援加算I又はII	
地域密着型介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	日常生活継続支援加算I又はII	
(介護予防) 短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	併設本体施設において旧特定加算I又は新加算Iの届出あり	
介護老人保健施設	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	-	
(介護予防) 短期入所療養介護（老健）	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	併設本体施設において旧特定加算I又は新加算Iの届出あり	
(介護予防) 短期入所療養介護（病院等（老健以外））	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	併設本体施設において旧特定加算I又は新加算Iの届出あり	
介護医療院	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	-	
(介護予防) 短期入所療養介護（医療院）	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	併設本体施設において旧特定加算I又は新加算Iの届出あり	
訪問型サービス（総合事業）	併設本体事業所において旧特定加算I又はIIに準じる市町村独自の加算	特定事業所加算I又はIIに準じる市町村独自の加算	-	
通所型サービス（総合事業）	サービス提供体制強化加算I	サービス提供体制強化加算II	サービス提供体制強化加算I又はIIに準じる市町村独自の加算	

注1 地域密着型通所介護のサービス提供体制強化加算III又はIVは療養通所介護費を算定する場合のみ

注2 訪問型サービス（総合事業）は、対象事業所に併設する指定訪問介護事業所において特定事業所加算I若しくはIIを算定していること又は対象事業所において特定事業所加算I若しくはIIに準じる市町村独自の加算を算定していることを要件とする。